

兵庫県公報

平成30年5月1日 火曜日 第2998号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示		ページ
○ 指定代理納付者の指定（税務課）	1
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	5
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	6
○ 国土調査の成果の認証（同）	6
○ 同 上（同）	8
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 南あわじ都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	9
公 告		
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	13
収用委員会告示		
○ 収用の裁決手続開始決定	14
○ 同 上	20

告 示

兵庫県告示第452号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。
平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

- (1) 三井住友カード株式会社
代表取締役社長 久 保 健
大阪市中央区今橋4丁目5番15号
- (2) 株式会社みなとカード
代表取締役社長 園 尾 善 雄
神戸市中央区西町35番地

2 指定代理納付者に代理納付を認めた歳入
自動車税

3 平成30年度における指定代理納付者による代理納付の受付期間
平成30年5月1日から同月31日まで



兵庫県告示第453号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定

する。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	SEXアドベンチャー ワンダー・エロス	オーピー映画
同	続・未亡人下宿? エロすぎちゃってごめんなさい♡	オーピー映画
同	妖艶ニューハーフ 快樂の舌戯	新東宝映画
同	フェチづくし 痴情の虜	オーピー映画
同	福マン婦人 ねっとり寝取られ	オーピー映画
同	殺人鬼を飼う女	KADOKAWA



兵庫県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

柏原土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	亀 井 重 延	丹波市柏原町柏原2214番地 3

船城土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	善 積 昭 裕	丹波市春日町長王272番地



兵庫県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

掬鹿谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	萩 原 照 雄	加東市掬鹿谷40番地
同	松 本 昇	同 市掬鹿谷291番地



兵庫県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市東下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 田 憲 示	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松 本 啓 二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	藤 辻 昭 雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	山 本 昭 美	同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1
同	前 田 省 吾	同 市同区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町 I —1209号
監 事	萩 博	同 市同区山田町中宇宮ノ片20番地
同	東 田 勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 田 憲 示	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松 本 啓 二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	藤 辻 昭 雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	山 本 昭 美	同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1
同	前 田 省 吾	同 市同区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町 I —1209号
監 事	萩 博	同 市同区山田町中宇宮ノ片20番地
同	東 田 勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1

神戸市野瀬北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 川 佳 成	神戸市北区淡河町野瀬12番地の3
同	山 本 清	三田市三輪4丁目28番16号
同	魚 井 吉 市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番16—407号
監 事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 本 忠 俊	神戸市北区淡河町野瀬33番地
同	山 本 清	三田市三輪4丁目28番16号
同	魚 井 吉 市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番16—407号
監 事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地

上原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	來 田 昌 信	加古川市平荘町上原302番地
同	西 川 敏 和	同 市平荘町上原336番地
同	高 橋 公 司	同 市平荘町上原290番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 憲 司	加古川市平荘町上原295番地
同	西 川 孝 一	同 市平荘町上原332番地

東芦田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	芦 田 七 郎	丹波市青垣町東芦田457番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	芦 田 茂	丹波市青垣町東芦田1410番地1

奥野村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	婦 木 和 博	丹波市春日町野村639番地
同	婦 木 良 弘	同 市春日町野村675番地
同	婦 木 康 一	同 市春日町野村511番地
同	婦 木 良 晴	同 市春日町野村346番地
同	古 寺 修 二	同 市春日町野村635番地
同	婦 木 悟	同 市春日町野村508番地
監 事	青 木 悟	同 市春日町野村867番地
同	足 立 伸 一	同 市春日町野村503番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	婦 木 康 一	丹波市春日町野村511番地
同	婦 木 良 晴	同 市春日町野村346番地
同	婦 木 悟	同 市春日町野村508番地
同	大 槻 真 理	同 市春日町野村664番地
同	婦 木 厚 志	同 市春日町野村586番地
同	大 槻 正 一	同 市春日町野村695番地
監 事	青 木 悟	同 市春日町野村867番地
同	足 立 伸 一	同 市春日町野村503番地

小川中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	服 部 匠	丹波市山南町山崎 6 番地
同	田 中 延 重	同 市山南町村森117番地
同	大 垣 則 男	同 市山南町村森83番地 2
同	深 田 武 司	同 市山南町村森120番地
同	深 田 高 弘	同 市山南町村森166番地
同	深 田 清 隆	同 市山南町井原282番地 5
同	深 田 明 三	同 市山南町井原395番地10
同	後 藤 雅 英	同 市山南町井原375番地 1
同	後 藤 康 夫	同 市山南町井原245番地
同	足 立 輝 実	同 市山南町奥129番地 8
同	三 木 昭 雄	同 市山南町和田204番地

同	笹 倉 範 久	同	市山南町奥186番地
同	寺 内 健 則	同	市山南町岩屋587番地
同	寺 内 勝 好	同	市山南町岩屋14番地 2
同	篠 倉 幸 夫	同	市山南町野坂94番地
監 事	清 水 義 博	同	市山南町村森76番地 1
同	宇治本 吉 保	同	市山南町岩屋287番地
同	依 藤 裕 成	同	市山南町野坂159番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

服 部 英 昭

大 垣 則 男

村 上 雅 雄

足 立 利 光

大 垣 博 靖

藤 井 伝 司

後 藤 浩 治

深 田 明 三

後 藤 康 夫

笹 倉 範 久

梅 田 義 明

田 中 憲 藏

酒 井 義 行

酒 井 敏 宏

依 藤 克 也

後 藤 英 之

足 立 昭 敏

宇治本 行 利

住 所

丹波市山南町山崎28番地

同 市山南町村森83番地 2

同 市山南町村森144番地 1

同 市山南町村森179番地 1

同 市山南町村森177番地 1

同 市山南町井原23番地

同 市山南町井原223番地

同 市山南町井原395番地10

同 市山南町井原245番地

同 市山南町奥186番地

同 市山南町奥131番地 2

同 市山南町和田997番地 3

同 市山南町岩屋147番地 4

同 市山南町岩屋237番地

同 市山南町野坂113番地

同 市山南町井原134番地 1

同 市山南町奥124番地 1

同 市山南町岩屋311番地

蛸草土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名

丸 尾 優

住 所

加古郡稲美町蛸草852番地の 6

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名

松 下 徹

住 所

加古郡稲美町蛸草780番地の 4



兵庫県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成30年 5 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
西脇市西脇土地改良区	平成30年 4 月 17 日



兵庫県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成30年 5 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神野土地改良区

氏 名	住 所
石 見 瀧 男	加古川市神野町石守1257番地
長谷川 泉太郎	同 市神野町福留397番地
澁 谷 豊	同 市神野町石守18番地
渋 谷 忠 幸	同 市神野町石守1151番地
厚 海 正 昭	同 市神野町石守1129番地
澁 谷 勉	同 市神野町石守231番地の2
竹 中 利 次	同 市神野町石守200番地
長谷川 忠 雄	同 市神野町福留450番地
茨 木 貞 夫	同 市神野町福留1527番地



兵庫県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

掬鹿谷土地改良区

氏 名	住 所
平 野 隆 司	加東市掬鹿谷458番地
柴 崎 良 昭	同 市掬鹿谷101番地
萩 原 雅	同 市掬鹿谷98番地 1
山 本 善 則	同 市掬鹿谷237番地
宮 崎 俊 雄	同 市掬鹿谷580番地
井 藤 朋 尚	同 市掬鹿谷94番地
池 田 康	同 市掬鹿谷442番地
高 見 直	同 市天神484番地
藤 原 義 弘	同 市天神1511番地
山 田 守	同 市黒谷776番地



兵庫県告示第460号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成27年7月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（中区岸上の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町中区岸上の一部
- (5) 認証年月日
平成30年4月17日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
平成26年7月から平成29年2月まで
- (3) 成果の名称

- 姫路市大字安富町皆河の一部（第6地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町皆河の一部
- (5) 認証年月日
平成30年4月17日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成26年4月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿（20142858604地区）
- (4) 調査を行った地域
美方郡新温泉町諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成30年4月17日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市波賀町齊木の一部④の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町齋木の一部
- (5) 認証年月日
平成30年4月17日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市千種町岩野辺の一部①の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市千種町岩野辺の一部
- (5) 認証年月日
平成30年4月17日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成27年8月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市賀集生子の一部（賀集生子1地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市賀集生子の一部
- (5) 認証年月日
平成30年4月17日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成26年9月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称

西脇市平野町の一部の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
西脇市平野町の一部
- (5) 認証年月日
平成30年 4 月17日



兵庫県告示第461号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年 5 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調査を行った者の名称
南あわじ市
- 2 調査を行った期間
平成27年 8 月から平成29年 3 月まで
- 3 成果の名称
南あわじ市津井の一部（津井1）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南あわじ市津井の一部
- 5 認証年月日
平成30年 4 月17日



兵庫県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。
平成30年 5 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第463号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。
平成30年 5 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 3 月 5 日から同月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市水堂町一丁目地内



兵庫県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
平成29年 8月 7日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域
たつの市全域



兵庫県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
南あわじ市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南あわじ都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成 8年 2月20日から平成34年 3月31日まで
変更後 平成 8年 2月20日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	小野市復井町字伏原543番 3	527.00	宅地
2	姫路市広峰一丁目806番86	1940.00	雑種地
3	朝来市八代字中山11番 1	570.35	雑種地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成30年5月1日（火）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1
- ア 場所
加東市社字西柿1075-2
社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時
平成30年5月28日（月）午後1時30分から
- (2) 物件番号2
- ア 場所
姫路市広峰2-7-80
兵庫県競馬組合姫路管理事務所内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時
平成30年5月29日（火）午後1時30分から
- (3) 物件番号3
- ア 場所
豊岡市幸町7-11
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時
平成30年5月31日（木）午後1時30分から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ウッディタウン複合商業施設

所在地 三田市けやき台一丁目5番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

代表者の氏名 常 松 貞 雄

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	中 嶋 克 彦
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町2-19-4	北 島 常 好
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266-1	大 村 禎 史

外1者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年12月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,511平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

265台

(2) 駐輪場の収容台数

161台

(3) 荷さばき施設の面積

462.1平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

43.67立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成30年4月5日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年5月1日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年9月3日

(2) 提出先

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エーコープ和田山店

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田1丁目51番1号	岩重正志
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	尾崎市朗

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田1丁目51番1号	岩重正志
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	尾崎市朗

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年11月30日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,556.5平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
111台
 - (2) 駐輪場の収容台数
20台
 - (3) 荷さばき施設の面積
705平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
18.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エーコープ近畿	午前9時	午後10時
たじま農業協同組合	午前8時	午後6時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成30年 3月30日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
- (2) 縦覧期間
平成30年 5月 1日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年 9月 3日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年 5月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール姫路リバーシティー

所在地 姫路市飾磨区細江2560ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称 シキボウ株式会社

住所 大阪府中央区備後町三丁目2番6号

代表者の氏名 清 原 幹 夫

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社リンクイット	福岡市博多区博多駅東二丁目9番25号	森 健太郎
株式会社織部 外78者	岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目6番地の130	奥 村 崇 仁

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社サザンクロス	福岡市東区多の津四丁目5-9	富 田 正 明
株式会社クロズアップ 外79者	北九州市小倉南区湯川新町四丁目24番3号	洞 晴 人

4 変更年月日

平成30年2月22日ほか

5 届出年月日

平成30年3月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年5月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年9月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年5月1日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称

兵庫県

2 事業の種類

県道三田西インター線改築工事(兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで)及びこれに伴う国道拡幅工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年4月16日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

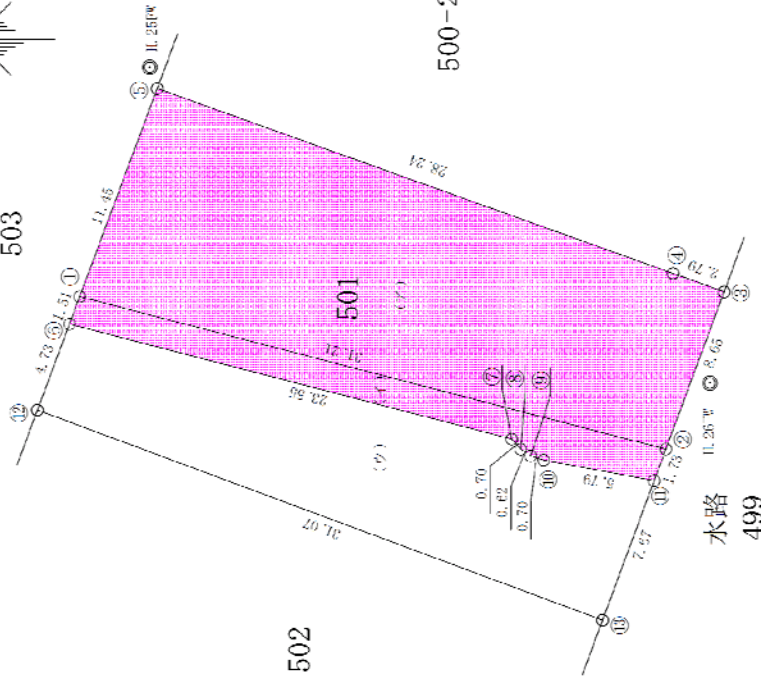
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者				土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
三田市 溝口 字八反坊	501番	田	555 ㎡	554.99 ㎡	312.08 ㎡ (注1)	50.12 ㎡ (注2)	中 前 望	三田市溝口298番地	横 田 すみ子	大阪府池田市石橋 4丁目9番11号	所有権移転請求権仮登記 (平成25年10月8日 受付第7817号)
三田市 溝口 字向川	548番	田	1,677 ㎡	1,677.78 ㎡	441.61 ㎡ (注3)	35.68 ㎡ (注4) 33.23 ㎡ (注5)					
三田市 溝口 字向川	555番	田	555 ㎡	555.34 ㎡	81.26 ㎡ (注6)	45.74 ㎡ (注7)					

(注1)収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注2)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑥の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注3)収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑭の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注4)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び⑳の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注5)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び㉑の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注6)収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺及び㉕の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
 (注7)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び㊻の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 縮尺=1/250

土地の所在 三田市溝口字八反坊
地番 501番

水路
503



地番区分番号	水積表		備考
	ha	m	
42甲地(イ)	①	-117.70.370 77031.00	2018748.798376
	②	-117500.372 77023.240	2537375.320284
	③	-117500.373 77031.358	291106.215506
	④	-117500.431 77032.298	2249018.727331
	⑤	-117.71.365 77031.830	2353908.300160
	位置積		924.149331
42甲地(イ)	⑥	-117.70.374 77039.087	312.036631
	⑦	-117.96.103 77031.756	312.178
	⑧	-117.96.309 77033.334	-171938.173298
	⑨	-117.94.113 77032.896	1791178.378637
	⑩	-117.94.777 77032.075	-73.56.129239
	⑪	-117.90.471 77031.614	-90788.310621
42甲地(イ)	⑫	-117.90.372 77033.240	-83091.393323
	⑬	-117.70.370 77031.00	-84822.131692
	位置積		2273946.378696
	⑭	-117.70.374 77031.00	2367910.386036
	位置積		100.258530
	⑮	-117.96.365 77035.264	50.1227630
42甲地(イ)	⑯	-117.97.311 77034.118	50.12
	⑰	-117.90.471 77031.614	-211.6632.258996
	⑱	-117.94.777 77032.075	-24.7219.241891
	⑲	-117.94.113 77032.896	203635.293617
	⑳	-117.94.777 77032.896	183691.306923
	㉑	-117.95.369 77033.234	93780.317621
42甲地(イ)	㉒	-117.96.103 77033.756	753.56.129239
	㉓	-117.70.374 77039.087	1791178.378637
	位置積		1482506.453695
	㉔	-117.70.374 77039.087	385.794694
	位置積		192.7373439
	㉕	-117.70.370 77031.00	192.79
総計			351.99 m

測地系	世界測地系
投影系	V系
測量年月日	平成21(3)月16日

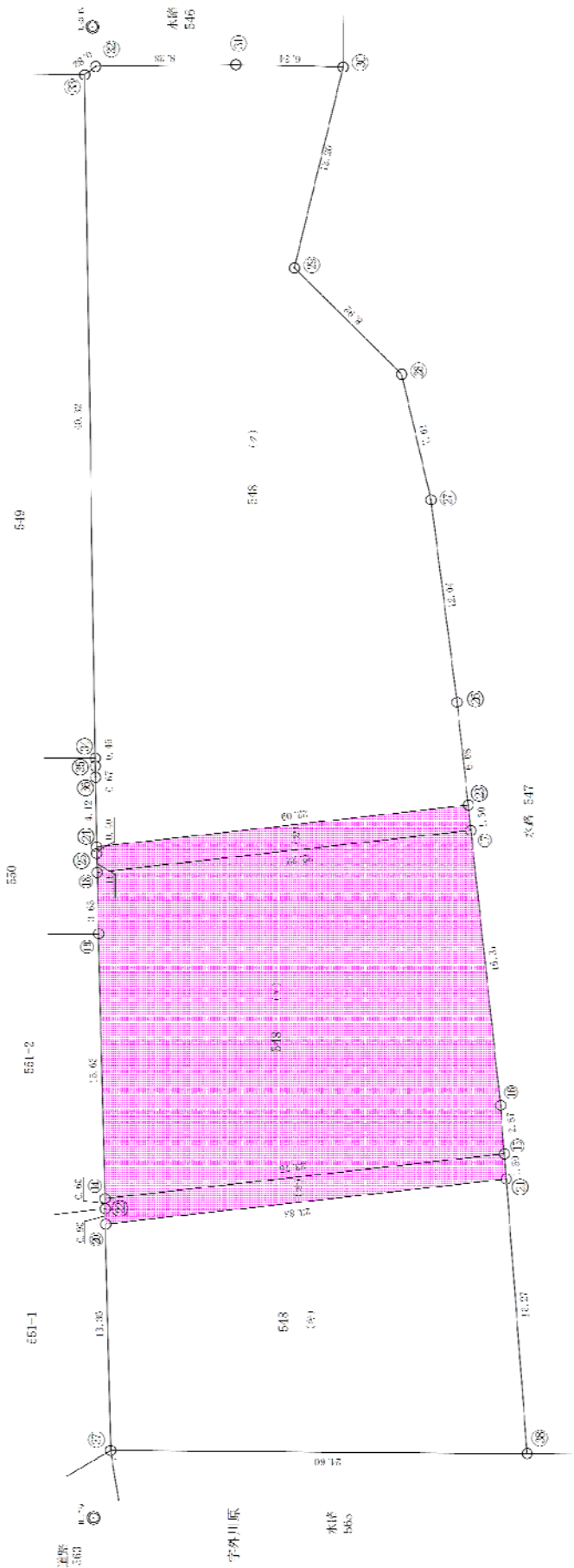
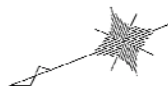
TKV2 JGD, ver Ver. 2.1.1
による測地系変換

位置積表

点番	点名	X座標	Y座標	単位
42001	4271	117574.03	77031.00	4283000
42002	4272	117574.03	77031.00	4283000
4270	①	117500.372	77031.00	2840848
4271	②	117500.372	77023.240	3274246
4272	③	117500.373	77031.358	3334311
4281	①	117500.431	77032.298	2345043
4282	②	117500.431	77031.830	2462913
4283	③	117500.431	77031.830	2462913
4284	④	117500.431	77032.298	2462913
4285	⑤	117500.431	77031.830	2462913
4286	⑥	117500.431	77031.830	2462913
4287	⑦	117500.431	77031.830	2462913
4288	⑧	117500.431	77032.298	2462913
4289	⑨	117500.431	77032.298	2462913
4290	⑩	117500.431	77032.298	2462913
4291	⑪	117500.431	77031.614	2462913
4292	⑫	117500.431	77033.240	2462913
4293	⑬	117500.431	77031.00	2462913
4294	⑭	117500.431	77031.00	2462913
4295	⑮	117500.431	77031.00	2462913
4296	⑯	117500.431	77034.118	2462913
4297	⑰	117500.431	77031.614	2462913
4298	⑱	117500.431	77032.075	2462913
4299	⑲	117500.431	77032.896	2462913
4300	⑳	117500.431	77032.896	2462913
4301	㉑	117500.431	77033.234	2462913
4302	㉒	117500.431	77033.756	2462913
4303	㉓	117500.431	77033.756	2462913
4304	㉔	117500.431	77039.087	2462913
4305	㉕	117500.431	77039.087	2462913

実測平面図 縮尺=1/250

土地の所在 三田市溝口字向川
地番 548番



地番	区分	形状	求積表			備考
			Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
⑩	現用地	(ニ)	⑩	-117575.132	77001.900	-1593715.806245
			⑪	-117598.118	76995.918	-1833336.906076
			⑫	-117598.943	76998.665	-386332.257250
			⑬	-117603.135	77014.432	1833251.491505
			⑭	-117581.631	77020.028	1750476.287713
⑮	-117580.407	77016.611	506537.173506			
併面積			883.228552			
面積			411.6142760	m ²		
⑪	(オ)		⑪	-117574.624	77006.483	-1752274.091437
			⑫	-117597.686	76994.481	-1808882.694233
			⑬	-117598.118	76995.918	1736516.175119
			⑭	-117575.132	77001.900	1785574.271438
			⑮	-117574.929	77001.333	39137.710416
併面積			71.371302			
面積			35.6856511	m ²		
⑫	使用地	(カ)	⑫	-117581.631	77020.028	-1627181.357223
			⑬	-117603.135	77014.432	-1885777.959708
			⑭	-117603.520	77015.881	1616713.175131
			⑮	-117582.143	77021.445	1657199.835087
			⑯	-117582.004	77021.068	39085.774518
併面積			66.167909			
面積			33.2339545	m ²		
⑬	(キ)		⑬	-117570.111	76987.901	-111855.389563
			⑭	-117593.002	76978.896	-2122412.389656
			⑮	-117597.686	76994.481	1414976.256104
			⑯	-117574.624	77000.483	2123007.568178
			⑰	-117580.407	77016.611	506537.173506
併面積			716.015363			
面積			338.0228815	m ²		
⑭	残地	(ク)	⑭	-117582.143	77021.445	-1537131.994783
			⑮	-117603.520	77015.881	-1766649.714445
			⑯	-117605.081	77021.753	-340105.513994
			⑰	-117607.496	77023.149	-300621.948865
			⑱	-117608.984	77040.987	201034.612578
⑲	-117605.327	77049.122	-253608.318942			
⑳	-117612.275	77059.146	-83565.929855			
㉑	-117606.410	77061.556	1050135.331732			
㉒	-117598.648	77064.433	658910.499795			
㉓	-117597.860	77064.211	1132536.713203			
㉔	-117583.952	77026.368	1083330.228299			
㉕	-117583.793	77025.936	29960.949224			
㉖	-117583.563	77025.310	127133.549955			
併面積			1618.493903			
面積			809.2469511	m ²		
地積			809.24	m ²		
總計			1677.78	m ²		

548番

引照点表

点名	点名	X座標	Y座標	X座標	Y座標	4級基準点
基準点P1	465	11759	-117567.744	76984.863		4級基準点
基準点P2	470	11759	-117599.319	77066.081		4級基準点
点番	点名	X座標	Y座標	X座標	Y座標	角度
6594	㊸	-117612.275	77659.146	P1	86.984	120-50-27
6507	㊹	-117597.890	77064.211	P1	85.159	210-10-53
4620	㊺	-117570.114	76987.904	P1	4.066	300-33-48
6898	㊻	-117593.002	76978.896	P1	25.886	192-39-02
7176	㊼	-117598.118	76995.918	P1	32.456	159-30-16
7158	㊽	-117575.132	77001.900	P1	18.841	113-04-57
7160	㊾	-117603.135	77014.432	P1	46.309	300-28-25
7162	㊿	-117581.631	77020.028	P1	38.085	111-23-06

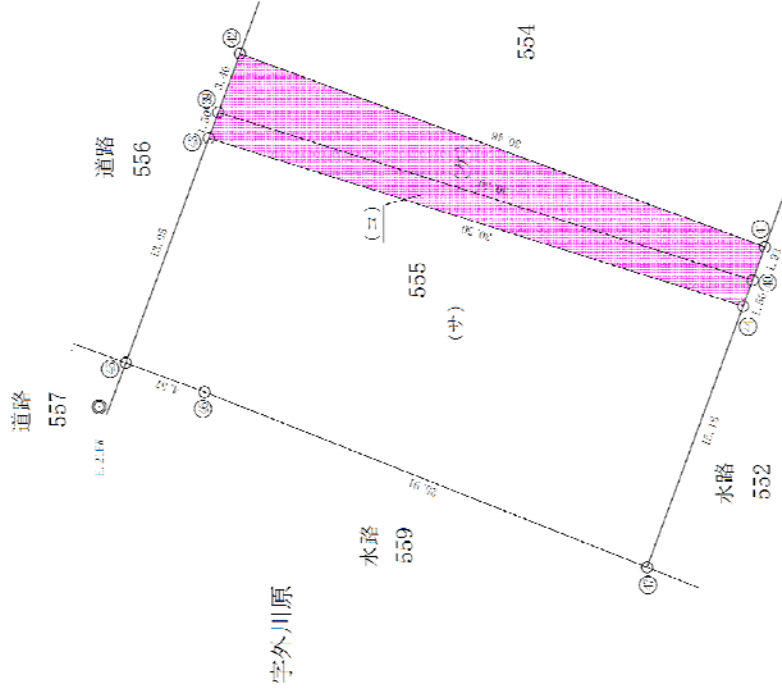
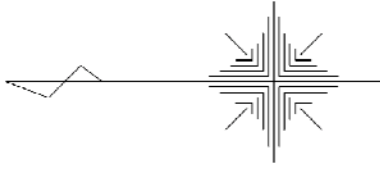
測地系	世界測地系
座標系	V系
測量年月日	平成21年 3月16日

TKY2JGD.dat, Ver. 2.1.1
による世界測地系変換

実測平面図 縮尺=1/250

土地の所在 三田市溝口字向川
地番 555番

地番	区分	形状	面積	積算	積算率	積算額	備考
555番	畑	①	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
555番	畑	②	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
555番	畑	③	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
555番	畑	④	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	



測量係 土木測量課
測量係長 佐藤 隆
測量係員 佐藤 隆
測量日 平成30年5月1日
TKY2 JGD, and Ycr 2.1
兵庫県測量課第90号

地番	区分	形状	面積	積算	積算率	積算額	備考
555	畑	①	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
555	畑	②	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
555	畑	③	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
555	畑	④	77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	
			77016.803	77016.803	4.44	341.851	



兵庫県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年 5月 1日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

- 1 起業者の名称
兵庫県
- 2 事業の種類
県道三田西インター線改築工事（兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年 4月 16日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地				土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
三田市溝口字切戸	468番	原野	m ² 198	m ² 198.56	m ² 198.56	溝口区自治会 代表者 区長 城 谷 恵 治	三田市溝口278番地	なし	—	—
						ただし、土地登記簿上の名義人 澤 田 五 一 (持分5分の1) 向 井 和 夫 (持分5分の1) 城 谷 盛 藏 (持分5分の1) 城 谷 哲 夫 (持分5分の1) 森 本 正 寿 (持分10分の1) 本 田 晃 (持分10分の1)	有馬郡本庄村溝口303番地 三田市溝口302番地 三田市溝口223番地 三田市溝口222番地 小野市高山町1834番地の162 大阪府豊能郡能勢町下田278番地			